

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所指針に関するQ&A

[申込]

問1 申込者は、本人か家族か。

1. 申込者は、サービスを受ける本人となります。
2. ただし、本人による申込みが困難な場合には、家族が本人の意思を確認したうえで、本人に代わって申込みを行うことが可能ですが、あくまでも本人の意思が前提となります。

問2 要介護認定の申請手続き中の者は、申込みは可能ですか。

1. 認定申請中、変更申請中、更新申請中の方については、原則として、その結果を持って申込みをしていただきます。
※自立、要支援の方は、特別養護老人ホームの申込みはできません。

問3 複数施設への申込みはできますか。

1. 複数施設の申込みは可能です。
2. 複数申込の場合、入所申込書は、本人の印以外はコピーでも可能です。

問4 なぜケアマネジャーの意見書をつけて申込みなければならないか。

1. 介護保険制度では、特別養護老人ホームのほかに、リハビリや医療的ケアを必要とする方を対象とする老人保健施設や介護療養型医療施設があり、この他にも、要介護高齢者を対象とした介護型のケアハウスや認知症高齢者を対象としたグループホームなど、多様な入所施設があります。
2. また、施設に入所されるまでの間は、各種の在宅サービスを有効に活用していただき、適切な介護環境のもとで、できるだけ在宅生活を継続していただくことが、介護保険の「在宅重視」の基本理念に沿うばかりでなく、本人や家族にとっても大切なことと考えております。
3. このため、豊富な経験や専門的知識を有する居宅介護支援事業所等のケアマネジャーの意見書を添付した申込みとすることにより、本人やご家族にとって相応しいサービスを受けていただけることにつながると考えています。

問5 介護支援専門員等意見書は誰に作成を依頼したらいいか。

現在受けているサービス等によって異なります。基本的には、ご本人の状況を最もよくご存知のケアマネジャー等に意見書作成を依頼してください。

1. 介護保険サービスを利用していない一般病院等に入院中の方は、ご本人の状況をよくご存知の病院のケアマネジャーや医療ソーシャルワーカー等に意見書作成を依頼してください。
2. 申込み時点で介護保険サービスを全くご利用されていない方は、直接、お申込みの特別養護老人ホームにご相談ください。

問6 県外の者が、申込み場合にもケアマネジャーの意見書は必要か。

1. 県内の特別養護老人ホームに申込みれる場合には、指針に基づいた取り扱いとなります。
これは県外の方が申込み場合も同じです。

問7 県外の施設へ申込み場合もケアマネジャーの意見書が必要か。

1. 入所指針は、長崎県老人福祉施設協議会で作成したもので他県の施設では適用されません。
その場合、入所申込みを行いたい施設と協議して頂くことになります。

問8 更新の申込及び要介護度や在宅サービス利用率の変動に伴う再申込の場合には、添付書類は不要か。

1. 入所申込書(別紙1)・介護支援専門員等意見書(別紙2)及び添付書類(「被保険者証」・直近3ヶ月の「サービス利用票及び別表」の各写し)は必要です。

問9 申込書は、ケアマネジャーから特別養護老人ホームへ提出するのか。

1. 入所申込書・介護支援専門員等意見書及びその他の添付書類は、本人や家族が施設へ直接持参または郵送していただきます。
2. ケアマネジャーが郵送の便宜を図る場合は、郵送料のみ実費徴収することは可能です。

[介護支援専門員等意見書]

問10 5・入所についての介護支援専門員等の意見の書き方について。

1. 問17、問18にも記載のとおり、1～4の各項目で評価できない特別な事情があれば記入していただくこととなりますが、現に他の介護保険施設や病院等に入所、入院中の方については、以下の項目は必ず記入して下さい。
 - ①退所(院)等が緊急に必要な事情及び入所、入院中である旨。
 - ②3か月を超え入所(院)中の方については、在宅サービス利用率が算出できないので、在宅での生活を想定し、その可能性等に関する意見。

[入所検討委員会]

問11 入所検討委員会についての規定を設けなければならないか。

1. 規定策定については、各施設の判断でお願いします。策定にあたっては、委員の守秘義務、費用弁償等の規定を設けることが、考えられます。

問12 入所検討委員会における検討は、年に1回開催すれば事足りるのか。

1. 委員会は施設長が、利用者の変動に合わせてその都度開催することとしています。

問 13 入所検討委員会の各委員は必ず全員出席とすべきか。

1. 基本的には、全員出席が前提とすべきです。
2. 特に、第三者委員については、公平性、透明性を担保するため委員とすることを義務づけている趣旨を十分ご理解のうえ、必ず出席可能な日程調整を行って頂きたい。

〔入所基準〕

問 14 在宅サービスの利用度とはなにか。

1. 要介護度別の支給限度額(単位数)に対する、サービス利用票及び別表に記載された実際のサービス利用額(単位)の割合を言います。
2. 具体的には、直近3か月の実績の平均利用率をもとに評価します。

例1 4月に申込みをされる場合は、1月から3月までの平均利用率に基づきます。

例2 直近過去3か月以内に、新規に要介護認定を受けた場合(変更認定を除く)は、認定を受けた月以降の平均利用率とします。

例3 直近3か月間に、老人保健施設や病院等に入所・入院して1か月を通じて在宅サービスが利用できなかった月がある場合は、入所・入院していた期間以外の月の平均利用率となります。

なお、入所・入院していた月の「サービス利用票及び別表」を作成しているときは、参考に添付するとともに、入所・入院のため在宅サービスを利用していない旨ならびに入院期間を記入してください。

例4 直近3か月間のすべてが入所・入院期間の場合は、別紙2の「5・入所についての介護支援専門員等の意見」欄に「老健入所中」、「病院入院中」等と記載するとともに、可能な限り在宅での想定で在宅サービス利用による在宅生活の可能性を記入願います。

例5 在宅サービスを受けていない月がある場合は、未利用月も含めた平均とします。

※ 在宅サービスが利用できるにもかかわらず、家庭の事情などの事由によりサービスを利用されていない場合等については、その旨を別紙2の「5・入所についての介護支援専門員等の意見」欄に記載してください。

3. 平均利用率の算出方法

1月:要介護3(支給限度額 26,750 単位) 利用単位 15,500 単位

2月:要介護3(支給限度額 26,750 単位) 利用単位 17,300 単位

3月:要介護5(支給限度額 35,830 単位) 利用単位 21,800 単位 の場合

計算方法: $(15,500 + 17,300 + 21,800) \div (26,750 + 26,750 + 35,830) = 61.12 \rightarrow 61\%$

(小数以下四捨五入)

問 15 入所指針の評価基準における、介護者の有無とは、どのように判断したらよいか。

原則として、同居の介護者の有無により判断してください。

※この場合において、老々介護・介護放棄などの実質的に介護ができていない事例については、別紙2の「5・入所についての介護支援専門員等意見」欄にその旨を記載してください。

問 16 要介護度が低かったら入所できないのか。

1. 入所指針は、要介護度だけでなく、介護者の有無、在宅サービスの利用状況、さらには特別に配慮しなければならない個別の事情等を総合的に判断して評価を行う仕組みとなっているので、要介護度が低いというだけで入所できないことはありません。

問 17 介護放棄や介護疲れ等、指針による点数評価に反映しにくい事情がある場合にはどうしたらいいか。また、家族で介護を行ってきたため在宅サービスを全く利用していない場合はどうか。

1. 介護放棄をはじめ家族の介護力等の問題については、家族構成や就労の状況等、きわめて個別であるため、入所指針において、客観的に評価して点数配分を行うことができません。
2. こういった、指針による客観的評価が困難な個別の事情については、入所申込書(別紙1)の主たる介護者の意見欄や、介護支援専門員等意見書(別紙2)の「5・入所についての介護支援専門員等の意見」欄に、家庭での介護が困難な実情等を記入してください。
3. このような個別の事情については、施設の入所検討委員会で入所の必要性を総合的に判断して対応することとなります。

問 18 他の介護保険施設や病院等に入所・入院している場合、指針ではどのように評価されるのか。

1. 他の介護保険施設や病院等に入所、入院している方については、退所(院)に緊急性のあることが要件となりますので、特記事項欄に、その状況について記入してください。
2. 可能なかぎり、在宅を想定し在宅サービス利用による在宅生活の可能性を評価するとともにその結果について、特記事項欄に記入し入所検討委員会で検討されることとなります。
3. 主たる介護者については、在宅を想定し、各項目に記入してください。
4. 入所の必要性の評価ならびに決定については、施設間で連絡を取り合ったうえで、入所検討委員会の審議により行うこととなります。必要な情報の提供については、別紙2の「5・入所についての介護支援専門員等の意見」欄に記入いただき、その意見を検討委員会で活用することとなります。

〔評価結果・入所時期〕

問 19 入所指針の内容や、個人ごとの評価結果は教えてよいのか。

1. 入所指針は、希望される方に、お示しできます。ただし、内容が専門的な部分もあるため、施設のケアマネジャー等からよく説明をしてください。
2. 個人ごとの評価結果(点数)及び入所順位については、入所指針の客観的基準であり、問合せがあれば、ご本人に関するものに限りお答えできると考えています。
3. ただし、当該施設の中での順位については、後から必要性の高い方が申込みになられたり、他の申込者の動向の変化で、常に変動することとなります。また、空きベッドの特性等によっても入所順位や時期が変動することがあります。
4. 従って、このような前提を十分説明する必要があります。

問 20 入所の時期の見込みはどのように、伝えたらよいか。

1. 入所時期の見込みについては、退所者がいつ頃、何名が退所するかによって変化するため、これを予測することは困難です。また、後から、入所の必要性の高い方が申し込んできた場合等で順位が変わります。
2. このため、個々の入所時期については、おおまかな目安しかお答えできない施設が多いと思われます。